

第2 目標と基本的な施策

1 居住者からの視点

- 1-1 結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現
- 子育て世帯等が望む住宅を選択・確保できる環境を整備
 - 子育てを支援する住環境整備を促進
 - 子どもを産み育てたいという思いを実現できる環境の整備
 - 三世帯同居・近居の推進

[成果指標]

- 子育て世帯（18歳未満が含まれる世帯）における誘導居住面積水準達成率 44% (H25) → 50% (H37)

- 1-2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現
- 高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給を推進
 - 高齢者が、日常生活圏において、介護・医療サービス等が利用できる居住環境の整備
 - 見守りに配慮した多様な住まいの確保と居住環境の改善への取組を促進

- 1-3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
- 公的賃貸住宅と民間賃貸住宅を含めた重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの機能向上
 - 自然災害発生時における住まいに関する早急な対応が可能な体制の整備

2 住宅ストックからの視点

- 2-1 急増する空き家の適正管理・利活用の推進
- 空き家の適正管理・利活用を促進
 - 「山口県空き家対策連絡会」により空き家対策を総合的かつ計画的に推進

[成果指標]

- 空家等対策計画策定市町数 2市町 (H27) → 17市町 (H37)

- 2-2 多様な居住ニーズに応じた住宅循環システムの構築
- 無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現
 - 既存住宅の活用の促進
 - 循環型の住宅市場の実現

- 2-3 建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新と住宅ストックの適正な管理
- リフォーム（耐震化、省エネ化、バリアフリー化）などによる安全で質の高い住宅ストックへの更新
 - 住宅ストックの適正な管理の促進

3 産業・地域からの視点

- 3-1 住生活の安全を確保する居住環境の整備と住宅地の魅力の維持・向上
- 自然災害等に対する防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進
 - 地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じた居住環境やコミュニティの向上
 - 住宅及び住宅市街地の安全性や室内環境の安全を確保し、安全かつ安心な住宅及び居住環境の整備

[成果指標]

- ハザードマップ整備市町数
内水 4市 (H27) → 7市 (H31)
津波 14市町 (H27) → 18市町 (H29)
高潮 12市町 (H27) → 18市町 (H29)

- 3-2 住生活産業の担い手育成及び住生活関連ビジネスの活性化
- 住生活産業の担い手の確保・育成
 - 空き家関連など住生活に関連するビジネスを活性化させ、居住者の利便性を向上

第3 高齢者の居住の安定の確保【山口県高齢者居住安定確保計画】

1 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

[成果指標]

- 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 2.8% (H26) → 3.5% (H37)

2 目標を達成するために必要な事項

- (1) 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進
- (2) 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
- (3) 高齢者に適した良好な住環境を有する住宅の整備の促進

3 その他高齢者の居住の安定の確保に関して必要な事項

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の基準の追加
 - 旧耐震建築物の耐震性の確保された建築物であること
 - 土砂災害特別警戒区域外の建築物又は土砂災害対策改修工事を実施するもの
- (2) 市町における高齢者の居住の安定の確保

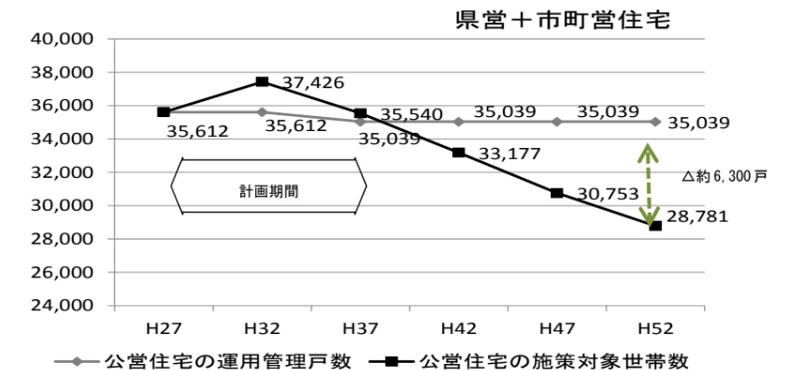
第4 公営住宅の供給目標量（10年間合計）

17,900戸

第5 施策の総合的かつ計画的な推進

- 1 各主体の担うべき役割
 - 県民、住宅関連事業者、市町、県の役割
- 2 推進体制の構築
 - 県の推進体制 ・ 市町等との連携 ・ 住宅関連事業者との連携
 - 不動産関係団体、居住支援団体等との連携
- 3 計画の進行管理

(参考) 公営住宅の施策対象世帯数と公営住宅の管理戸数



- 10年後（H37）までは、施策対象世帯数が運用管理戸数を上回り、主として既存公営住宅の空き家募集により、要支援世帯の居住の安定を確保 → 現状の運用管理戸数が必要
- 10年後以降は、運用管理戸数が施策対象世帯数を上回ることを踏まえて、県営住宅長寿命化計画などで、公営住宅団地の継続的な維持管理や建替事業等に加え、他用途への転用や集約化・廃止等も含め、検討を進める。